

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月27日
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO クリストファー・カーギル
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目1番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	コンプライアンス&ガバナンス部長 小池 統
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目1番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	コンプライアンス&ガバナンス部長 小池 統
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年3月27日開催の当社第34回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2024年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は、2023年7月、日本における事業の拡大を戦略上の目的としてアイドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社を当社の100%子会社としました。同社と当社子会社である株式会社そーせいは、本年4月1日を効力発生日として合併することとしておりますので、これを機に、子会社を含めた当社グループで統一したコーポレートブランドを採用し、商号を統一することといたしました。これに伴い、定款第1条に定める当社の商号を「そーせいグループ株式会社」から「ネクセラファーマ株式会社」に変更するものであります。

「ネクセラ」は、当社が次の時代のサイエンス及びヘルスケアにおけるリーディング企業になるという決意を込め、「Next(次の)」「Era(時代)」から命名されたものです。「ネクセラ」は、テクノロジーに根ざした製薬会社として、従来の考え方にとらわれることなく、患者さまが待ち望むより良い治療法を追求してまいります。

(2) 上記(1)の子会社間の合併を踏まえ、一体的な事業活動の推進及び経営効率の向上を図るため、当社本店をアイドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社の本社オフィス(東京都港区)の所在地に移転いたします。これに伴い、定款第3条に定める本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。

(3) また、会社の成長に伴い将来、取締役会の監督機能を強化できる柔軟性を確保するため、取締役の員数の上限を2名増員いたします。これに伴い、定款第19条に定める取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。

上記(1)(2)の変更は、2024年4月1日にその効力が発生いたします。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、田村真一、クリストファー・カーギル、遠山友寛、加賀邦明、デビッド・ロブリン、永井智亮、ロルフ・ソダストロム、関美和及び富田英子の9名を選任いたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	432,283	19,123	0	(注)1	可決(95.76%)
第2号議案				(注)2	
田村 真一	327,718	124,329	0		可決(72.49%)
クリストファー・カーギル	392,043	60,004	0		可決(86.72%)
遠山 友寛	318,341	133,704	0		可決(70.42%)
加賀 邦明	379,028	73,021	0		可決(83.84%)
デビッド・ロブリン	344,184	107,864	0		可決(76.13%)
永井 智亮	381,306	70,743	0		可決(84.35%)
ロルフ・ソダストロム	379,321	72,728	0		可決(83.91%)
関 美和	425,089	26,960	0		可決(94.03%)
富田 英子	425,545	26,504	0		可決(94.13%)

(注)1. 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。

2. 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。

3. 上記の議決権の数は、本総会前日までの事前行使数及び当日出席の株主のうち議案の賛否に関して確認できた議決権の数を加算しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席のその他の株主の議決権数を加算していません。

以上